

資料 5

平成 15 年 11 月 13 日

知的財産戦略本部
コンテンツ専門調査会長殿

依田 巽

この度は止むを得ない海外出張と重なり、残念ながら第 2 回コンテンツ専門調査会に欠席しますので、今回の課題である「人材」について音楽産業の立場から私見を申し上げます。

1：音楽ビジネスは権利ビジネスであり、権利の塊です。楽曲の制作段階から二次・三次利用に供されていく過程の中で、個人制作者から大手企業まで権利が複雑に絡み合っています。従って音楽業界においては諸々の権利は個人制作者レベルまで広く広く分散しています。その権利を明確にし収益の正当な分配を確保するために、契約の重要性は言うまでもありません。

ところが、わが国においてはエンタテインメント分野の法律専門家は非常に少ないのが現状です。特に個人、企業を問わず制作者にとって頼りになる弁護士の数も不足しており、その環境整備は欧米に比べ立ち遅れています。例えば、レコード会社側とアーティスト側が同一弁護士を顧問にしていたというようなケースもあります。特にブロードバンド全盛期を迎え、音楽と映像の一体化がますます進む中、音楽ビジネスに係る著作権等のみの理解では対応できない時代になりました。

従って、専門職大学院及び新設される法科大学院には、音楽や映像等を広く網羅できるエンタテインメント・コンテンツ関連の専門学科を設置することを提言します。民間からは制作や契約などに関わる実践の場を提供し、法曹・教育界からはこうした場への参加を通じて実地経験や知識を習得し、情報交換や交流を図るなど、産学連携が重要であると考えています。

2：わが国のレコード産業は世界第 2 位のシェアを誇る音楽生産大国ですが、その 6000 億円市場のうち 99% は日本国内の 1 億 2500 万人のみを対象としたビジネスで成り立っています。一方、欧米のレコード会社は日本も含めた世界 62 億人をターゲットとしてビジネスを展開しており、3 兆 9 千億円の市場規模となっています。アジア圏では 30 億人の「眠れる」市場があり、海外展開を目指すわが国の音楽産業にとって非常に重要なターゲットであります。しかしながら、これらアジア市場においては著作権意識や使用料の支払い・回収・分配の仕組みが機能しておらず、音楽産業が正當に成立していません。このことがわが国の音楽産業が（輸出）鎖国の状態となっている大きな背景であると思料します。

一方、コンテンツの国際展開において重要なことは、「文化の輸出」という側面を忘れてはならないということです。文化が受け入れられるためには、その国の文化や歴史を深く理解する必要があります。よって、今後海外戦略を本格化するためにはまず我々がアジア市場の文化・歴史を理解し、然る上で、制作及び契約などの実務に精通した人材を養成することが重要です。現在、我々が民間レベルで行っている海外での著作権講習会や海外研修生短期招聘では全く不足しています。

従って、日本からコンテンツ先進国への留学制度を論ずるのみではなく、アジア諸国等、進出相手国からの人材交流を計るための奨学金制度による海外留学生招聘制度、交換留学制度を至急制定し、海外においてはJETROや在外公館のより積極的な協力を望むものです。

いずれにしても、音楽産業に限らずコンテンツ産業全体に共通する課題として、クリエイター、プロデューサー、法務実務者等の人材育成が国内外で必要であります。特にアジア等での海外での人材養成には時間もかかることから、火急に取り組む必要があると思料します。

以上